



栃木県公報

平成 25 年
6月 7日(金)
第2485号

目 次

告 示

- 軽油引取税免税証の無効..... 513
- 予定保安林..... 513
- 土地改良区の土地改良事業計画変更に対する 適当決定及び公告縦覧..... 514
- 県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧..... 515
- 道路の区域の変更..... 515
- 道路の供用開始..... 516

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の指定..... 516
- 不在者投票を行うことができる施設の名称の変更..... 516

調達等公告

- プロモーション業務に係る提案書の提出に関する公告（特定調達公告）..... 517

正 誤

- 第1651号中..... 519

告 示

栃木県告示第353号

次の軽油引取税免税証は、平成25年 5月 28日から無効とした。

平成25年 6月 7日

栃木県知事 福 田 富 一

免税証の種 類	免 税 用 途	免税証の記号及び番号	枚数	有 効 期 間	免税証に記載された販売業者の住所氏名	免税証を交付した県名 税事務所名	無効の事由
200㍑券	農 業	A0730088455 ～ A0730088456	2 枚	H25. 1 . 1 ～ H25.12.31	真岡市 須藤油店	栃 木 県 真岡県税事務所	紛 失
100㍑券	農 業	A0630031251	1 枚	H25. 1 . 1 ～ H25.12.31			
50㍑券	農 業	A0530013273	1 枚	H25. 1 . 1 ～ H25.12.31			

(税務課)

栃木県告示第354号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 6月 7日

栃木県知事 福田 富一

I

1 保安林予定森林の所在場所

那須烏山市大沢字内ノ久保1040-4、1041-2、1044、1625-1、字花ノ木戸1055、字菅ノ沢1080、字唐小畑1084-1、字河内境1097-1、字河戸境1097-3、字柿木下232、字鳥居沢1120-1、字松場ヶ沢1124-1、字天ヶ沢1128、1130、字金小倉223-2、1472、1473-1、1473-3、字井戸沢1134、1185、1187-1、1190、1194-2、1472-2、字蛭畑209-1、209-5、字木須沢1139-3、1139-5、1140-2、1144-1、1144-2、字曲沢1145-1、1145-3、1149、1151、字ヲソガシ190-2、1156-1、字末梨185、187-2、1160、字外輪沢東1163-1、1163-3、1163-4、字外輪沢168-2、1163-2、1163-5から1163-8まで、1166-1から1166-4まで、1168-3、1422-2、字萩ノ草153、157、158、477-3、1639、1166-6、字前沢1169、1171、1172、1173-2、1174、字前小沢1167-2、1170、1176、1177-1、1179、字胡桃沢1197、1198、1199-1、字厚朴沢1201、1202、字浜井場向1203、1204、字藪沢1210、1213-1、字太良久保1212-1、1236-1、1237-2、1237-8、1237-10、1344-1、字太良窪1233-2、1234-1、1234-2、1348、字奈良原向1231、字四貫測1246、字阿久津上1248-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

芳賀郡市貝町大字大谷津字芝崎115-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び市貝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第355号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成25年6月7日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
小貝川沿岸土地改良区	小貝川沿岸地区土地改良（維持管理）事業	平成25年6月10日から 同年7月5日まで	平成25年7月22日	芳賀農業振興事務所

栃木県告示第356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成25年6月7日

栃木県知事 福田 富一

事業名	地域名	縦覧期間	異議申立期限	所轄農業振興事務所
県営江川南部Ⅱ地区土地改良（区画整理）事業	江川南部Ⅱ地区（第2換地区）	平成25年6月10日から 同年7月5日まで	平成25年7月22日	塩谷南那須農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年6月7日から同年7月8日まで一般の縦覧に供する。

平成25年6月7日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 明野間々田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
54	前	小山市大字西黒田字治松140-1から 小山市大字西黒田字治松140-1まで	7.5～16.1	108.4	
	後	小山市大字西黒田字治松140-1から 小山市大字西黒田字治松140-1まで	16.1～16.4	108.4	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 小金井結城線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
75	前	下野市柴81-8から 小山市大字鉢形964-1まで	5.3～6.9	500.0	
	後	下野市柴81-8から 小山市大字鉢形964-1まで	12.0～21.0	500.0	

Ⅲ

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 山内牧野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
231	前	芳賀郡茂木町大字小深1148-12から 芳賀郡茂木町大字小深1286-1まで	4.6～30.0	570.0	
	後	芳賀郡茂木町大字小深1148-12から 芳賀郡茂木町大字小深1286-1まで	9.1～30.0	570.0	

栃木県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年6月7日から同年7月8日まで一般の縦覧に供する。

平成25年6月7日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
164	一般県道 板 荷 玉 田 線	鹿沼市玉田町字松木内455-5から 鹿沼市玉田町字笛吹川原417-6まで	平成25年6月7日
231	一般県道 山 内 牧 野 線	芳賀郡茂木町大字小深1148-12から 芳賀郡茂木町大字小深1286-1まで	平成25年6月7日

(道路保全課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

平成25年6月7日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒夫

施 設 の 名 称	所 在 地
太陽寝装株式会社 サービス付き高齢者向け住宅 サンリビングたいよう	小山市羽川76

栃木県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うこ

とができる施設について、次のとおり施設の名称の変更があったので告示する。

平成25年6月7日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

施設 の 名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
社団法人巨樹の会 宇都宮リハビリテーション病院	一般社団法人巨樹の会 宇都宮リハビリテーション病院	宇都宮市御幸ヶ原町43-2
社団法人佐野市医師会 佐野医師会病院	一般社団法人佐野市医師会 佐野医師会病院	佐野市植上町1677
社団法人巨樹の会 新上三川病院	一般社団法人巨樹の会 新上三川病院	上三川町上三川2360

調 達 等 公 告

○プロモーション業務に係る提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおりプロモーション業務に係る企画提案書（以下「提案書」という。）の提出を招請するので公示する。

平成25年6月7日

栃木県知事 福田 富 一

1 業務内容

(1) 業務名

「いちご王国とちぎ」プロモーション業務

(2) 業務内容

新品種スカイベリーを中心とした県産いちごプロモーションの企画、実施及び運営

(3) 履行期間

契約締結の日から平成26年3月20日まで

(4) 提案上限額

48,078,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格及び提案書の審査項目

(1) 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。

ウ 平成25年6月7日から同年7月19日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(2) 提案書の審査項目

ア 提案内容の的確性

イ 運営手法の確実性

ウ 提案内容の事業効果性

エ 費用積算の妥当性

3 手続等

(1) 担当部局

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県農政部経済流通課マーケティング対策班

電話 028-623-2299 FAX 028-623-2301 電子メール keizai-ryutu@pref.tochigi.lg.jp

(2) 募集要領及び業務委託仕様書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成25年6月7日から同月21日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)の場所において交付する。

(3) 参加表明書等の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

本業務に係る提案書の提出を希望する者は、募集要領に基づき参加表明書等を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期限

平成25年6月21日午後5時（郵送による提出の場合は、同時刻までに必着とする。）

(4) 提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

ア 提出方法

提案書の提出者は、募集要領及び業務委託仕様書に基づき提案書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期限

平成25年7月19日午後5時（郵送による提出の場合は、同時刻までに必着とする。）

4 その他

(1) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 契約書の作成を要する。

(3) 提案書に係るプレゼンテーションの審査を行う。

(4) 詳細は、募集要領及び業務委託仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:
Conducting a promotion of "Strawberry kingdom Tochigi"

(2) Time period to submit forms express interest:
5:00 p.m., June 21, 2013

(3) Time period to submit proposal documents:
5:00 p.m., July 19, 2013

(4) Information and documents are available at:
Marketing Strategy Section
Agricultural Economics and Marketing Division
Department of Agriculture
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL 028-623-2299

(経済流通課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第1651号	302	下から15	佐野瓦斯株式会社	佐野ガス株式会社